

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月18日（金）第2950号の6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○都市計画道路の変更案の縦覧（2件）	（都市計画課取扱い） 1
公 告	
○環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の作成及び縦覧	（都市計画課取扱い） 2
○環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に関する説明会開催公告	（都市計画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第1093号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の規定により読み替えて適用する都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、平成25年12月2日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 阿久根都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号阿久根薩摩川内線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

阿久根市大字西目字山之中，字大迫，字深浦，字下越ノ迫，字野中，字尾上，字尾上汐入，字高石，字木佐木，字松野峯，字摺木，字馬見塚，字平床及び字大谷の各一部並びに大字大川字大谷，字横字根，字瀬淵，字大迫，字崩段，字下道尻，字トレカ段，字小人，字瀬戸，字丸尾，字北平，字尾崎，字エゴサキ，字塩入，字春田，字松岡，字宇都，字遊行松，字宮田，字下園，字竹ノ迫，字南畑，字御代田，字北鈴木谷，字東上床，字兔田平，字建場山，字深迫及び字穴ノ瀬戸の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部土木建築課並びに阿久根市都市建設課

4 縦覧期間及び時間

平成25年10月18日から同年11月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第1094号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の

規定により読み替えて適用する都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、平成25年12月2日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 川内都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号阿久根薩摩川内線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

薩摩川内市西方町字穴瀬戸、字坂之元、字城之尾、字宮田、字川原田、字松山、字船倉、字藁原、字二ツ松、字石坂、字井川平、字穴川、字白沢津、字白沢津口、字悪地ヶ脇、字長迫平、字長迫、字丸岡、字大迫及び字大石ヶ迫の各一部、湯田町字登尾、字大石迫、字門元、字大石、字浜田平、字浜田、字川鳥淵、字塘田平、字堀之崎、字鳥帽子嶽及び字前迫の各一部、網津町字田平、字西横山、字横山口、字南横山、字西日向迫、字東日向迫及び字南日向迫の各一部並びに水引町字間瀬田、字上間瀬田、字大谷川、字谷口、字一町田、字小松迫、字種子無、字下門、字芹町、字的場、字上原田、字北原、字下原田、字小山口及び字針原の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部土木建築課並びに薩摩川内市建設部都市計画課

4 縦覧期間及び時間

平成25年10月18日から同年11月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、次のとおり公告し、準備書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対し、意見書を提出することができる。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画決定権者の名称

鹿児島県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
都市計画道路 阿久根薩摩川内線
- (2) 種類
一般国道の改築
- (3) 規模
延長約18キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
準備書において示す区域

4 関係地域の範囲

阿久根市及び薩摩川内市の区域の各一部

5 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧の場所
鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部土木建築課並びに阿久根市都市建設課及び薩摩川内市建設部都市計画課
 - (2) 縦覧の期間及び時間
平成25年10月18日から同年11月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出
- (1) 提出期限
平成25年12月2日
 - (2) 提出先
鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

.....
環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書に関する説明会開催公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に関する説明会を次のとおり開催する。

平成25年10月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画決定権者の名称
鹿児島県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
都市計画道路 阿久根薩摩川内線
 - (2) 種類
一般国道の改築
 - (3) 規模
延長約18キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
準備書において示す区域
- 4 関係地域の範囲
阿久根市及び薩摩川内市の区域の各一部
- 5 説明会を開催する日時及び場所
 - (1) 平成25年10月31日（木）午後7時から
旧薩摩川内市立西方小学校体育館（薩摩川内市西方町3331番地1）
 - (2) 平成25年11月1日（金）午後7時から
阿久根市西目地区集会施設（阿久根市西目2142番地2）
- 6 説明会に関する問合せ先
鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3678）
鹿児島県北薩地域振興局建設部土木建築課（電話0996-25-5287）
阿久根市都市建設課（電話0996-73-1196）
薩摩川内市建設部都市計画課（電話0996-23-5111）